

注 意

平成 27 年 8 月 3 日

会 員 各 位

(一社) 山口県 L P ガス協会

県計量検定所による L P ガス用ガスマーターの立入検査 の結果について

山口県計量検定所長より県 L P ガス協会長に対して、下記の事項について指導方の要請がありましたのでお知らせします。

記

- ガスマーターの使用や管理台帳等の整備について適正化に努めること。

県計量検定所長名による通知（平成 27 年 7 月 10 日付け平 27 山計第 97 号）がありました。この通知の内容は、県下約 20 箇所の L P ガス販売事業所の立入検査の結果、法令違反は認められないものの、次のような不備事項が見受けられたことによるものです。

- ガスマーターの検定有効期間の年月と管理台帳等に記載の年月が、担当者等の記入ミスや転記ミスにより相違が見られたこと。

（県計量検定所の一般消費者等への立入調査は、一販売所当たり約 20 箇所を対象に実施されているそうです。そのうち、転記ミスや記載ミス等による管理台帳の整備不良が多く見られたとのことでした。）